## 〇厚生労働省告示第七十四号

兀 養 働 年 省 厚 に 厚 告 要 生 す 生 労 示 労 る 第 働 働 費 大 九 十三 省 用 臣 告 が  $\mathcal{O}$ 号) 指 示 額 第  $\mathcal{O}$ 定 第 算 す 百 几 定 る + 方 項 病 号) 第 院 法 第 五.  $\mathcal{O}$ 病 号  $\mathcal{O}$ <del>\_\_\_</del> 項 棟  $\mathcal{O}$ 部 第 規 に を 五. 定 お 次 号 け に 0 基 る  $\mathcal{O}$ ょ 療 規 づ うに き、 定 養 に に 改 基 厚 要 す 正 生 づ る き 労 し、 厚 費 働 平 生 大 用 成 労 臣  $\mathcal{O}$ 働 が 額 + 大 指  $\mathcal{O}$ 算 八 臣 定 年 定 が す 兀 別 る 方 法 12 病 月 定 院 平  $\Diamond$ 日  $\mathcal{O}$ か る 成 病 5 者 棟 + 適 に 用 亚 年 お 成二十 す 厚 け る。 生 る 労 療

平成二十八年三月十八日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

本則を次のように改める。

厚 生 労 働 大 臣 が 指 定 す る 病 院  $\mathcal{O}$ 病 棟 に お け る 療 養 12 要す Ś 費 用  $\mathcal{O}$ 額  $\mathcal{O}$ 算 定 方 法 第 項 第 五. 号 に 規 定

す る 厚 生 労 働 大 臣 が 别 に 定  $\Diamond$ る 者 は 次 に 掲 げ る 患 者 とす る。

点 数 次 12 表 に 掲 規 げ 定 る 診 す る 療 処 報 置 酬  $\mathcal{O}$ 手 算 術 定 方 又 は 法 放 平 射 線 成 治 療 + を受 年 厚 け 生 る 労 患 働 者 省 告 示 第 五 + 九 号) 別 表 第 医 科 診 療 報

膕

イ J007-2 硬膜外自家血注入

口 J 1 1 8 4 歩 行 運 動 処 置 口 ボ ツ 1 ス ツ に ょ る ŧ  $\bigcirc$ 1 日 に つき)

ハ K 0 5 9 骨 移 植 術 軟 骨 移 植 術 を 含 む。 3 同 種 骨 移 植 非 生 体) 1 同 種 骨 移 植

特殊なもの)

二 K 0 8 0 6 関 節 鏡 下 股 関 節 唇 形 成 術

ホ K 1 7 1 2 内 視 鏡 下 経 鼻 的 腫 瘍 摘 出 術 2 頭 蓋 底 脳 腫 瘍 下 垂 体 腫 瘍 を 除

K 4 6 1 2 内 視 鏡 下 甲 状 腺 部 分 切 除 腺 腫 摘 出 術

1 6 バ F ウ 葉

K 4 2 2 内 視 鏡 下 セ 甲 状 腺 全 摘 亜 全 摘 術 (両

IJ K 5 0 8 3 気 管 支 熱 形 成 術 チ

K

4

6

4

2

内

視

鏡

下

副

甲

状

腺

上

皮

小

体

腺

腫

過

形

成

手

術

ヌ K 5 1 4 肺 悪 性 腫 瘍 手 術 10 壁 側 • 臟 側 胸 膜 全 切 除 横 隔 膜 心 膜

合

併

切

除

を伴うも

 $\bigcirc$ 

ル K 5 2 6 4 内 視 鏡 的 食 道 悪 性 腫 瘍 光 線 力 学 療 法

K 5 2 8 3 胸 腔分 鏡 下 先 天 性 食 道 閉 鎖 症 根 治 手 術

ヲ

ワ K 5 3 0 3 内 視 鏡 下 筋 層 切 開 術

力 K 5 6 0 2 才 ] プ ン 型 ス テ ン 1 グラ フ 1 内 挿 術

日 K 6 0 3 2 小 児 補 助 人 工 心 臓 1 日 に 0 き

タ K 6 0 5 5 骨 格 筋 由 来 細 胞 シ 1 心 表 面 移 植 術

レ K 6 7 4 2 腹 腔分 鏡 下 総 胆 管 拡 張 症 手 術

ソ K 6 7 7 胆 管 悪 性 腫 瘍 手 術 1 膵が 頭 十二 指 腸 切 除 及 び 肝 切 除 葉 以 上 を伴う Ł

 $\mathcal{O}$ 

ツ K 6 9 5 2 腹 腔っ 鏡 下 肝 切 除 術 1 部 分 切 除 及 び 2 外 側 区 域 切 除 を除

ネ K 7 0 3 2 腹 腔分 鏡 下 膵が 頭 十 二 指 腸 切 除 術

ナ K 7 1 5 2 腹 腔っ 鏡 下 腸 重 積 症 整 復 術

ラ K 7 2 6 2 腹 腔分 鏡 下 人 工 肛っ 門 造 設 術

A K 7 7 3 5 腹 腔う 鏡 下 腎 悪 性 腫 瘍 手 術 内 視鏡 手 術 用 支援機 器 を用 7 るも  $\bigcirc$ 

ウ K 8 6 5 2 腹 腔る 鏡 下 仙 骨 腟っ 固 定 術

中 M001-4 粒子線治療(一連につき)

別 表  $\mathcal{O}$ 薬 剤  $\mathcal{O}$ 欄 12 掲 げ る薬 剤 (当 該 薬 剤ごとに 同 表 0) 番 号  $\mathcal{O}$ 欄 に 掲 げ る番 号 (厚 生 労 働 大 臣 が

指 定 す る 病 院  $\mathcal{O}$ 病 棟 に お け る 療 養 に 要す る 費 用  $\mathcal{O}$ 額  $\mathcal{O}$ 算 定 方 法 別 表 20  $\mathcal{O}$ 診 断 群 分 類 点 数 表  $\mathcal{O}$ 番 号  $\mathcal{O}$ 

欄 12 掲 げ る 番 号 を 1 う。 に 係 る Ł  $\mathcal{O}$ 12 限 る。 を 投 与 さ れ る 患 者

三 別 表  $\mathcal{O}$ 手 術 等  $\mathcal{O}$ 欄 に 掲 げ る 手 術 等 当 該 手 術 等 ごとに 同 表  $\mathcal{O}$ 診 断 群 分 類 番 号  $\mathcal{O}$ 欄 に 掲 げ る 診

断

群 分 類 番 号 (厚 生 労 働 大 臣 が 指 定 す る 病 院  $\mathcal{O}$ 病 棟 に お け る 療 養 12 要 す る 費 用  $\mathcal{O}$ 額  $\mathcal{O}$ 算 定 方 法 別 表 20

 $\mathcal{O}$ 診 断 群 分 類 点 数 表 に 掲 げ る 診 断 群 分 類 番 号 を 1 う。 に 係 る Ł  $\mathcal{O}$ に 限 る。 が 入 院 日 カン 5 五. 日 以

内に実施される患者

別表一及び別表二を次のように改める。



別衣一	薬剤	番号
1	オクトレオチド酢酸塩(当該薬剤の添付文書(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。)第52条の規定により医薬品に添付する文書をいう。以下同じ。)において記載された効能又は効果(平成23年11月25日に、薬事法等の一部を改正する法律(平成25年法律第44号)第1条の規定による改正前の薬事法(以下「旧薬事法」という。)第14条第9項(旧薬事法第19条の2第5項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	2567から2569まで、2581から2583まで、 2601及び2605
2	リツキシマブ(遺伝子組換え)(旧薬事法第14条第9項の規定による承認事項の一部変更の承認申請であって、申請書に添付しなければならない資料について、当該申請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合その他資料の添付を必要としない合理的理由がある場合において、申請者が依頼して実施された臨床試験の試験成績に関する資料の添付を省略して行うことが適当と認められるものとして薬事・食品衛生審議会(厚生労働省設置法(平成11年法律第97号)第11条に規定する薬事・食品衛生審議会をいう。)が平成25年1月31日に事前の評価を終了したものに係る効能又は効果に係るものに限る。)	3905
3	ストレプトゾシン (当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果 (平成26年9月26日に、旧薬事法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。) に係るものに限る。)	全ての番号
4	ベムラフェニブ (当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果 (平成26年12月26日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。) に係るものに限る。)	全ての番号
5	ソホスブビル (当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果 (平成27年3月26日に、医薬品医療機器等 法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。) に係るものに限る。)	2880及び2885
6	カトリデカコグ(遺伝子組換え)(当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果(平成27年3月26日 に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	全ての番号
7		2492から2495まで、2500から2502まで、 2507から2509まで及び2512
8	ペグインターフェロンアルファー $2$ b (遺伝子組換え)(当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果(平成 $27$ 年 $5$ 月 $26$ 日に、医薬品医療機器等法第 $14$ 条第 $9$ 項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	全ての番号
9	ボルテゾミブ (当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果 (平成27年6月26日に、医薬品医療機器等 法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。) に係るも のに限る。)	3816から3820まで及び3829から3832まで
10	ニンテダニブエタンスルホン酸塩(当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果(平成27年7月3日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	2178及び2179

11	パノビノスタット乳酸塩 (当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果 (平成27年7月3日に、医薬品 医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。) に係るものに限る。)	3842及び3848
12	レジパスビル アセトン付加物/ソホスブビル (当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果 (平成27年7月3日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。) に係るものに限る。)	2880及び2885
13	イピリムマブ(遺伝子組換え) (当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果(平成27年7月3日に、 医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	全ての番号
14	アンチトロンビン ガンマ (遺伝子組換え) (当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果 (平成27年7月3日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。) に係るものに限る。)	3884から3886まで、3888、3902及び3903
15	ボセンタン水和物(当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果(平成27年8月24日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	3130、3131、3137及び3138
16	リバーロキサバン (当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果 (平成27年9月24日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。) に係るものに限る。)	2458
17	スクロオキシ水酸化鉄 (当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果 (平成27年9月28日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。) に係るものに限る。)	3617
18	ルストロンボパグ (当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果 (平成27年9月28日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。) に係るものに限る。)	全ての番号
19	バンデタニブ (当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果 (平成27年9月28日に、医薬品医療機器等 法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。) に係るものに限る。)	3257、3264及び3266
20	オムビタスビル水和物/パリタプレビル水和物/リトナビル (当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果 (平成27年9月28日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。) に係るものに限る。)	2880及び2885
21	レベチラセタム (当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果 (平成26年7月4日に、旧薬事法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。) に係るものに限る。)	1767、1768及び1773
22	リュープロレリン酢酸塩 (当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果 (平成27年9月28日に、医薬品 医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。) に係るものに限る。)	3221、3238、3239、3241、3242、3245、 3248、3544、3545、3554及び3558
23	トラベクテジン (当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果 (平成27年9月28日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。) に係るものに限る。)	全ての番号
24	インジウムペンテトレオチド ( $^{111}$ $I$ $n$ ) (当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果 (平成27年9月28日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。) に係るものに限る。)	全ての番号

ニボルマブ(遺伝子組換え)(当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果(平成27年12月17日に、医 薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限 る。)に係るものに限る。) 25

## 別表二

<b>加</b>		手術等	診断群分類番号
1	D 2 3 7	終夜睡眠ポリグラフィー 1 携帯用装置を使用した場合	全ての診断群分類番号
2	D 2 3 7	終夜睡眠ポリグラフィー 2 多点感圧センサーを有する睡眠評価装置 を使用した場合	全ての診断群分類番号
3	D 2 3 7	終夜睡眠ポリグラフィー 3 1及び2以外の場合	全ての診断群分類番号
4	D 2 9 1 – 2	小児食物アレルギー負荷検査	全ての診断群分類番号
5	D 4 1 3	前立腺針生検法	全ての診断群分類番号
6	K 0 0 8	<sup>えき</sup> 腋臭症手術 2 皮膚有毛部切除術	全ての診断群分類番号
7	K 0 9 3 – 2	関節鏡下手根管開放手術	全ての診断群分類番号
8	K 1 9 6 – 2	胸腔鏡下交感神経節切除術(両側)	全ての診断群分類番号
9	K 2 8 2	水晶体再建術 1 眼内レンズを挿入する場合 ロ その他のもの	全ての診断群分類番号
10	K 2 8 2	水晶体再建術 2 眼内レンズを挿入しない場合	全ての診断群分類番号
11	K 4 7 4	乳腺腫瘍摘出術 1 長径5センチメートル未満	全ての診断群分類番号
12	K 6 1 6 – 4	経皮的シャント拡張術・血栓除去術	全ての診断群分類番号
13	K 6 1 7	下肢静脈瘤手術 1 抜去切除術	全ての診断群分類番号
14	K 6 1 7	下肢静脈瘤手術 2 硬化療法(一連として)	全ての診断群分類番号
15	K 6 1 7	下肢静脈瘤手術 3 高位結紮術	全ての診断群分類番号
16	K 6 3 3	ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニア	全ての診断群分類番号
17	K 6 3 4	腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術(両側)	全ての診断群分類番号

18	K 7 2 1	内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術 1 長径2センチメートル未満	全ての診断群分類番号
19	K 7 2 1	内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術 2 長径2センチメートル以上	全ての診断群分類番号
20	K 7 4 3	た 痔核手術(脱肛を含む。) 2 硬化療法(四段階注射法によるもの)	全ての診断群分類番号
21	K 7 6 8	体外衝撃波腎・尿管結石破砕術 (一連につき)	全ての診断群分類番号
22	K 8 6 7	子宮頸部(腟部)切除術	全ての診断群分類番号
23	K 8 7 3	子宮鏡下子宮筋腫摘出術	全ての診断群分類番号
24	M 0 0 1 - 2	ガンマナイフによる定位放射線治療	全ての診断群分類番号